

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の検査、打合せについて（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

本県では、令和2年5月14日に緊急事態宣言の対象地域から解除され、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（令和2年5月22日改正）」により感染拡大防止に向けたフェーズを「レベル1」に移行しましたが、引き続き、感染拡大を防ぐため「新しい生活様式」を活用し、6月1日以降に行う検査及び打合せについては、次のとおりご協力をお願いします。

1 工事検査及び業務検査に当たっての考え方

(1) 工事検査・業務検査共通

対面によらない検査の実施が困難な場合は、受発注者間で協議し、感染予防対策を講じた上で対面による検査を行うことが出来ることとします。ただし、対面によらない検査が実施可能な場合は、ウェブ会議システムや電話（以下「ウェブ会議システム等」という。）を積極的に活用して検査を行うこととします。

(2) 工事検査

- ア 出来形・品質評価は、「監督段階におけるチェックシート」や「段階確認書」の書類等によって評価出来ることとします。
- イ 出来ばえの評価は、検査職員及び監督職員で実施し、現地を確認します。
- ウ 検査完了日は、出来ばえ確認日とします。

2 ウェブ会議システム等による検査方法

(1) 工事検査

- ア 受注者は、工事中情報共有システムに登録する工事関係書類以外に、必要な工事写真や検査書類を準備し、整った段階で監督職員に事前に提出してください。ただし、ウェブ会議システムの画面共有を活用して確認することが可能な書類は提出不要とします。
- イ 監督職員は、提出された書類を検査職員と共有します。
- ウ 検査職員は、共有された書類を確認し、検査を実施します。
- エ 内容の質疑については、ウェブ会議システム等を活用します。ウェブ会議システム等への参加者は、検査職員、立会人（主任（総括）監督員及び監督員）、主任技術者（監理技術者）及び現場代理人とします。その他、受注者から希望があれば参加することも可能です。
- オ 書類確認及び質疑を行った後、立会人が同行し、検査職員が現地で検査を行います。

(2) 業務検査

- ア 受注者は、工事中情報共有システムに登録する成果物以外に、必要な検査書類を準備し、整った段階で調査職員に事前に提出してください。ただし、ウェブ会議システムの画面共有を活用して確認することが可能な書類は提出不要とします。
- イ 調査職員は、提出された書類を検査職員と共有します。
- ウ 検査職員は、共有された書類を確認し、検査を実施します。
- エ 内容の質疑については、ウェブ会議システム等を活用します。ウェブ会議システム等への参加者は、検査職員、立会人（調査職員のうち1名）及び管理技術者とします。その他、受注者から希望があれば参加することも可能です。

3 感染予防対策を講じた上で、対面検査とする場合

受発注者間で協議の結果、受注者側のウェブ会議システムの環境整備が不十分である場合、検査の円滑かつ適切な実施が困難な場合、又はウェブ会議システム等を活用した検査の実施により受発注者双方の業務執行に支障を及ぼすほどの日数を要する場合は、従来どおり対面による検査を実施することとし、次のとおりとします。

- (1) 受注者は、最小限の人数で検査を実施してください。
- (2) 広い部屋での実施（許容人数の半分以下）、マスク着用や間仕切りの設置を行う等、感染予防を徹底することとします。検査は、人と人との距離が近くなるよう注意し、真正面の席は避け、席の間隔を1 m以上空ける等の工夫をすることとします。
- (3) 検査職員は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を記録に残すこととします。
- (4) その他、対面を極力避ける様々な取組を積極的に行うこととします。

4 工事及び業務の打合せ等について

- (1) 打合せ等についても検査と同様の対応とし、工事中情報共有システム、ウェブ会議システム等及び電子メール等を活用し、可能な範囲で対面を避けることとします。
- (2) 立会・段階確認・施工状況把握・地元対応・関係機関との協議等で対面する場合は、「3 感染予防対策を講じた上で、対面検査とする場合」によることとします。